

お客さま各位

遠州信用金庫

「未利用口座管理手数料」の新設および一定金額未満の 口座解約手続きにおける「印鑑不要」の取扱いのご案内

このたび当金庫では、長期間利用されていない普通預金口座が不正利用されることによる被害を防ぐため、「未利用口座管理手数料」を新設し、2021年4月1日以降に新規開設いただく普通預金口座および貯蓄預金口座に適用させていただきます。

本手数料はあくまで、2021年4月1日以降に開設され、未利用の状態となった預金口座に対する管理手数料をご負担いただくものであり、2021年3月31日以前に開設された口座や常にお預入れまたは払戻しや口座振替等でご利用いただいている預金口座は対象とはなりません。

また、残高が一定金額未満の口座について、一定の条件を満たす場合は印鑑不要で解約手続きをさせていただきます。この取扱いは、2021年3月31日以前に開設された口座も対象となります。

今後とも一層のサービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1. 未利用口座管理について

【適用】

2021年4月1日以降に開設された普通預金口座（無利息型および総合口座を含みます。）および貯蓄預金口座

【対象となる口座】

以下の条件を全て満たす預金口座が未利用口座管理手数料の対象となります。

- ① 最後のお預入れまたは払戻し（該当する預金利息の入金および未利用口座管理手数料の引落しは除きます。）から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しがない口座
 - ② 当該口座の預金残高が1万円未満の口座
 - ③ 同一店舗で他のお預り金融資産（定期性預金、投資信託等）のお取引がないこと
 - ④ 同一店舗でお借入がないこと
- ※ 紛失、盗難等により利用停止されている口座も対象となります。

【未利用口座管理手数料】

(1) お客様の口座が未利用口座管理手数料の対象となった場合、事前に文書にてお届けのご住所あてにご案内をさせていただきます。

(2) ご案内から3ヶ月経過後もお取引がない場合に、年間1,320円（消費税込）の未利用口座管理手数料をご負担いただきます。（当該口座から自動引落）

※ ご案内を差し上げて3ヶ月以内に、再度ご利用されるか、ご解約されますと未利用口座管理手数料はかかりません。

【口座の自動解約】

(1) 預金残高が未利用口座管理手数料未満の場合は、残高および利息を未利用口座管理手数料の一部としていただき、この口座を自動的に解約させていただきます。

(2) なお、ご負担いただいた未利用口座管理手数料のご返却、および解約された口座の再利用には応じかねますので、予めご了承ください。

2. 一定金額未満の口座解約手続きにおける、印鑑不要の取扱いについて

普通預金、貯蓄預金の解約手続きにおいて、個人のお客さま対象に、残高1万円未満の場合には、運転免許証等の顔写真付の公的書類を通帳と共に提示いただき、当金庫が認めた場合、本人の署名をもって印鑑不要で解約できることとします。

3. 預金規定の改定について

未利用口座管理手数料および解約の定めの新設に関しまして、下記預金規定を改定いたします。「解約等」の条項はすべての口座が、「未利用口座管理」の条項は2021年4月1日以降開設の口座が対象となります。

《改 定 日》 2021年4月1日

《対象の預金規定》 ・普通預金(無利息型普通預金を含む)規定
・総合口座取引規定
・貯蓄預金規定

(1) 普通預金規定、貯蓄預金規定

(下記条文に下線部分を追加・変更)

(解約等)

(1)この預金口座を解約する場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに当店に申出てください。

(2) 前項の解約の手續に加え、この預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当金庫所定の本人確認資料の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。

(3) 第1項における記名押印は、個人である預金者本人による手續の場合に限り、当金庫が認めたときは、届出の印章の押印を受けず本人の署名をもってこれに代えることができます。

(4)～(7)省略

(8)前四項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出を求めることがあります。なお、解約された口座の再利用はできません。

(未利用口座管理)

(1)この預金口座が、当金庫が別途定める未利用管理対象口座となった場合には、当金庫所定の未利用口座管理手数料をいただきます。

(2)未利用口座管理手数料は、この預金口座から払戻請求書によらず当金庫所定の方法により引落します。

(3)預金残高が未利用口座管理手数料未満の場合は、残高および利息をこの手数料に充当し、通知することなく口座を解約できるものとします。

(4)未利用口座管理手数料の返却、および解約された口座の再利用はできません。

(2) 総合口座規定

(解約等の条文に下線部分を追加・変更)

- (1) 普通預金口座を解約する場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに 本店に申出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、通帳に定期預金の記載がある場合で、定期預金の残高があるときは、別途に定期預金の証書(通帳)を発行します。
- (2) 前項の解約の手續に加え、この預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当金庫所定の本人確認資料の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。
- (3) 第1項における記名押印は、個人である預金者本人による手續の場合に限り、当金庫が認めたときは、届出の印章の押印を受けず本人の署名をもってこれに代えることができます。
- (4)～(6)省略
- (7) 前三項により、この普通預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳および届出印章を持参のうえ、本店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類の提出を求めることがあります。なお、解約された口座の再利用はできません。
- (8) 第 13 条各項の事由があるとき、または普通預金規定に基づき普通預金取引が停止、または解約された場合は、当金庫はいつでも貸越を中止しまたは貸越取引を解約できるものとします。この取引を解約した場合において、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。

【お客さまへのお願い】

未利用口座管理手数料は、長期に亘り利用されていない口座が、万が一にも不正利用されることによって、お客さまが被害に遭うことを防止するため導入いたしました。そのため、次の点をお客さまにお願い致します。

- * 当該口座でのお取引の再開をお願いします。
- * 今後ご利用予定のない口座については、不正利用防止のためご解約をお勧めします。

以上